

## 検体の送付方法

本資料で示す検体の送付方法は、感染性物質の輸送に関する国際規則（国連モデル規則）における世界保健機構（WHO）のガイダンスに基づき、下表の分類に応じた送付方法を解説している。

展示施設は、必ず、動物愛護管理主管課を通じて環境省自然環境局総務課動物愛護管理室（以下「環境省動物愛護管理室」という。）に検体の発送日及び到着日を連絡したのち、検査機関へ直接検体を送付する。また、検体の送付後は、速やかに対応指針添付様式1及び2と到着日の情報を、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ提出する。なお、基本的に、検査機関に送る検体は、続発や症状がない場合であっても全て簡易検査を実施するものとする。ただし、簡易検査する個体が多数の場合は、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室に相談されたい。

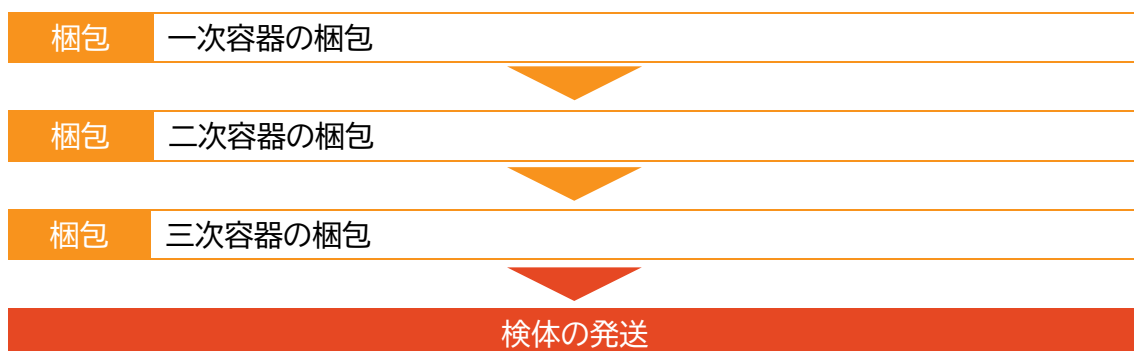
なお、本資料は、「東北地方環境事務所版野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ技術対応マニュアル Ver.2023.10.01」等を参考に作成した。

| 分類     | 検体種類                                     | 梱包方法                          | 備考                     |
|--------|------------------------------------------|-------------------------------|------------------------|
| カテゴリーA | 鳥インフルエンザウイルス分離検体                         | 国連規格容器（カテゴリーA相当の容器）による適切な三重包装 | 本資料で扱う検体は該当しない         |
| カテゴリーB | 野鳥のサーベイランス試料（スワブあるいは糞便検体等、検査結果にかかわらずすべて） | 国連規格容器（カテゴリーB相当の容器）による適切な三重包装 | 外装容器に表示するラベルは次ページ以降を参照 |

※国連モデル規則では以下のように定義されている。

- ・カテゴリーAの感染性物質：その物質への曝露によって、健康なヒト又は動物に恒久的な障害や、生命を脅かす様な、あるいは致死的な疾病を引き起こす可能性のある状態で輸送される感染性物質をいう。
  - ・カテゴリーBの感染性物質：カテゴリーAの基準に該当しない感染性物質をいう。
- ※輸送でいう「感染性物質」とは、病原体を含むことがわかっている、又はそれが合理的に予測できる物質と定義される。

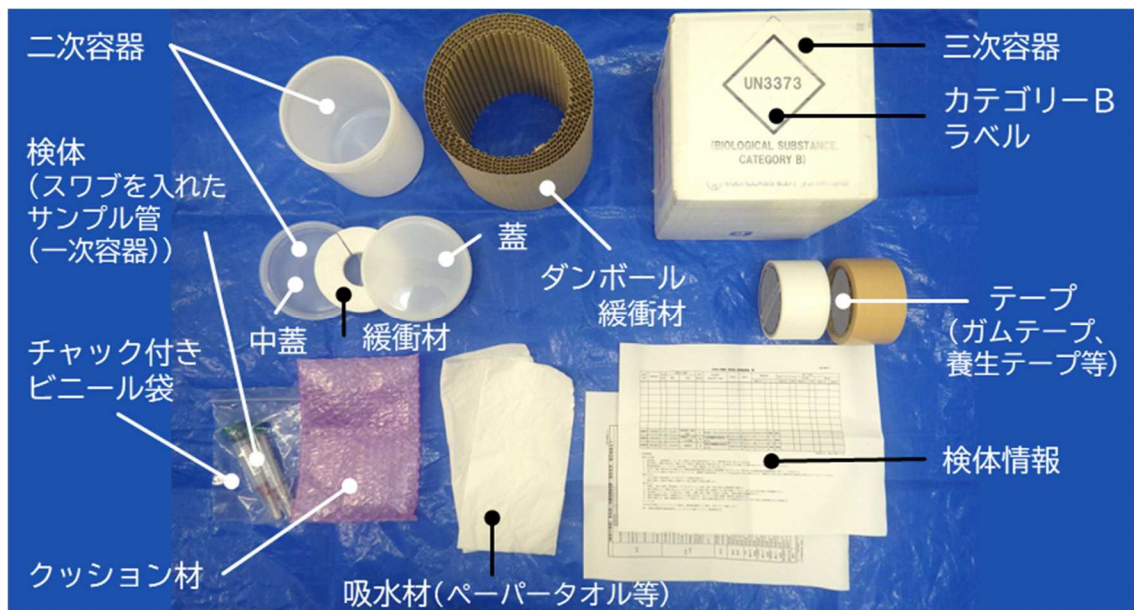
### 1 検体の送付における全体的な流れ



## 2 検体発送に必要となる準備物等

### セキュリティパッカー式

- ☐ 三次容器（再利用可） ※再利用のため、容器に養生テープを貼り、表面をコーティングするとよい。
- ☐ 二次容器（再利用可） ※容器のほか、中蓋、緩衝材、蓋がある。
- ☐ ダンボール緩衝材（再利用可）
- ☐ カテゴリーBラベル ※三次容器に貼り付ける。



- ☐ サンプル管を入れるチャック付きビニール袋
- ☐ 吸水材（ペーパータオル等）
- ☐ クッション材
- ☐ テープ（ガムテープ、養生テープ等）
- ☐ 検体情報（動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針 添付様式1及び2）

※検体は、チルド便で発送するため、保冷剤等は不要である。特に、爆発事故防止のため、ドライアイスの使用は禁止とする。

### 3 検体発送の手順

#### 【簡易検査 陽性の場合】

- ・ 簡易検査でA型インフルエンザ陽性と判定された場合は、自治体の動物愛護管理主管課に連絡するとともに、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室にも速やかに報告する。陽性となった個体が1個体であっても、速やかに、指定された検査機関へ検体を送付する。
- ・ 1個体で採取した2種類のスワブ（C（気管スワブ）及びT（クロアカ（総排泄腔）スワブ））のうち、1種類のみで陽性が出た場合も両方の検体を送付する。

#### 【簡易検査 陰性の場合】

- ・ 簡易検査で陰性と判定された場合も、国内の発生状況や臨床経過を踏まえ、普段の飼養管理状況と比して明らかな異変や異状死等の「感染疑い飼養鳥」である場合は、環境省で行う遺伝子検査の実施を推奨する。必要に応じて、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室に相談する。
- ・ この場合、基本的には逐次送付するが、数個体分をまとめて送付する場合は、スワブを密栓して、保管（冷凍するとウイルス活性が損なわれることがあるため、4℃で冷蔵が望ましい。）し、1週間以内に送付する。



#### 1. 一次容器にスワブを入れる

- ①一次容器（サンプル管）にスワブを入れる。

##### ■ポイント

- ・ サンプル管には、必ず個体番号と採取部位（C・T）を記載したラベルを貼り付ける。
- ・ スワブの詳細な入れ方は、別添「簡易検査方法」を参照する。



#### 2. セキュリティパッカー式を準備する

- ①セキュリティパッカー式を準備する。

##### ■ポイント

- ・ 国際規則を参照して国連規格容器など送付用の機材一式を用意する。
- ・ セキュリティパックは再利用しても問題ないが、運送会社に誤解されないように、外箱の汚れ・破損などに注意し、新しいものと定期的に交換する。



### 3. 一次容器で梱包する

- ①一次容器（サンプル管）は、個体ごとに小分けしてビニール袋に入れる。

- ②さらにクッション材で包む。

#### ■ポイント

- ・クッション材は、一次容器（サンプル管）が二次容器内で動かないことを意識して包む。



吸水材(ペーパータオル等)



### 4. 二次容器で梱包する

- ①吸水材（ペーパータオル等）を二次容器の底に入れる。

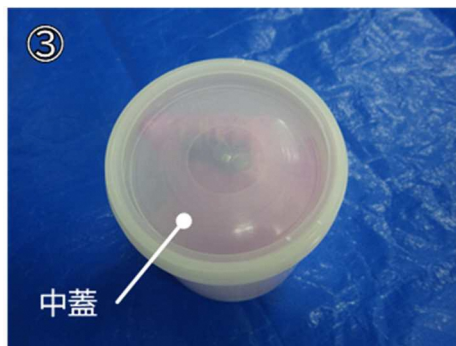
#### ■ポイント

- ・吸水材（ペーパータオル等）は、送付する一次容器（サンプル管）が破損して漏れた場合でも、液体全部を吸収できる十分な量を使用する。

- ②クッション材で包んだ一次容器（サンプル管）を、二次容器に入れる。一次容器（サンプル管）が二次容器内で固定されるよう、必要に応じて緩衝材を追加する。

#### ■ポイント

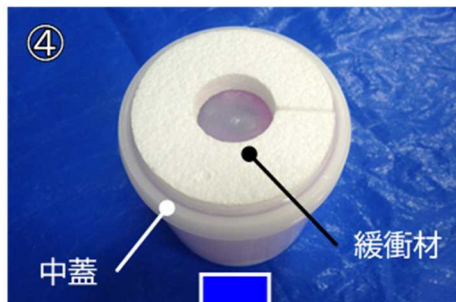
- ・一次容器（サンプル管）の破損を防ぐため、容器同士が接触しないよう、梱包する。



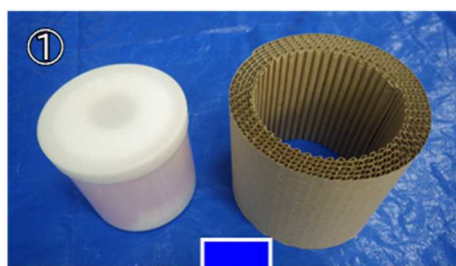
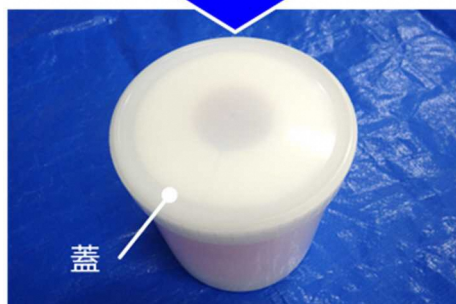
③二次容器の中蓋を閉じる。

■厳守事項

- ・ 二次容器の中には、絶対にドライアイスを入れない。



④緩衝材を中蓋の上にのせ、二次容器の蓋を閉じる。



5. 三次容器で梱包する

①二次容器をダンボール緩衝材で巻く。

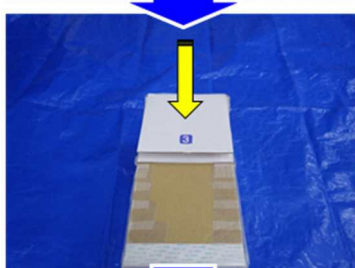




②ダンボール緩衝材で覆われた二次容器を、三次容器に入れ、検体情報（対応指針の添付様式1及び2）を三次容器と二次容器の間に入れる。

■**厳守事項**

- ・二次容器と三次容器の間には、絶対にドライアイスを入れない。



③蓋を決められた順番で閉める。



④閉めた蓋の3辺を、テープでとめる。



## 6. 検体を発送する

- ①三次容器に、カテゴリーBのラベルを貼り付ける。
- ②チルド便（4℃）で指定された検査機関に送付する。

### ■ポイント

- ・送り状の品名は、「試料スワブ」等と検体であることがわかるよう、記載する。
- ・発送業者に引き渡すまで、冷蔵庫や保冷剤等の入った運搬用クーラーボックスで保管する。
- ・チルド便（4℃）で発送するため、容器内に保冷剤等は不要である。特に、爆発事故防止のため、ドライアイスの使用は禁止とする。

## <発送前のチェックポイント>

### □ 一次容器（サンプル管）

- ・一次容器（サンプル管）の蓋は閉まっていますか？
- ・一次容器（サンプル管）には、個体番号と採取部位（C・T）を記載していますか？



### □ 二次容器

- ・必要十分な吸水材（ペーパータオル等）が入っていますか？
- ・クッション材は適切に入っていますか？
- ・ドライアイスの使用は禁止です。入っていたら、取り出してください。



### □ 三次容器

- ・二次容器を固定するダンボール緩衝材は入っていますか？
- ・検体情報は二次容器と三次容器の間に入っていますか？
- ・ドライアイスの使用は禁止です。入っていたら、取り出してください。
- ・三次容器に、カテゴリーBのラベルを貼り付けましたか？
- ・チルド便（4℃）で指定された検査機関に送付してください。発送業者に引き渡すまでは、冷蔵庫や保冷剤等の入った運搬用クーラーボックスで保管してください。



#### 4 2度目以降に使用する場合の注意事項

- ・ 2度目以降に使用する際は、再利用するセキュリティパックの中身（三次容器、二次容器、ダンボール緩衝材）を確認する。
- ・ このとき、二次容器は、消毒されてから返送されるため、濡れていたらふき取る。
- ・ 都度準備する必要がある、吸水材（ペーパータオル等）やクッション材を準備する。
- ・ 返送時は、三次容器のカテゴリーBのラベルの上に、送り状等が貼られ、見えない状態になっているため、それらを剥がし、カテゴリーBのラベルが見える状態にする。
- ・ 運送会社に誤解を与えないよう、三次容器に汚れや破損がある場合は、新しいものに交換する。